

指定地域密着型特定施設入居者生活介護 有料老人ホームソレイユ暖暖運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ショーメゾンが開設する有料老人ホームソレイユ暖暖（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- ① 名称 介護付き有料老人ホーム ソレイユ暖暖
- ② 所在地 上田市中野418-1
- ③ 特定施設の類型 介護専用型

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 1以上（常勤換算 うち常勤職員 1名以上）

生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に計画担当責任者との連携を図りサービス計画につなげる。

③ 介護職員 9以上（常勤換算 うち常勤職員 1名以上）

（看護職員と合わせた常勤換算法で介護職員配置は利用者3人に対し1人）

介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。

④ 看護職員 1以上（常勤換算 うち常勤職員 1名以上）

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保険衛生管理に従事する。

⑤ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を希望に応じて行う。

⑥ 計画作成担当者 1名以上

計画担当責任者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成する。

（入居定員及び居室数）

第5条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホームの定員 25名のうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の定員は 25名とする。
- ② 居室数 25室のうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の居室は 25室とする。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等）

第6条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴（標準的な回数 週 2回）、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック
- 2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用及び標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助等については、管理規定別表Ⅳ-1に定める額を徴収する。
 - 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第7条 全室個室で介護居室である為、一時介護室は設置していない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 ホームの利用に当たっては、当該有料老人ホームの管理規程の内「居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、介護従事者は、必要により利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡する上その指示に従うものとする。

2 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため年2回の避難、救出訓練を行い、利用者の安全確保に努めなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 2 回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 2 カ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

2 この規定に定める事項の他に、指定地域密着型特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。

3 問題の対応策又は対応結果については、運営推進会議等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止の対策)

第 15 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。